

2023(令和5)年度いじめ防止対策基本方針

1. いじめ防止のための基本方針

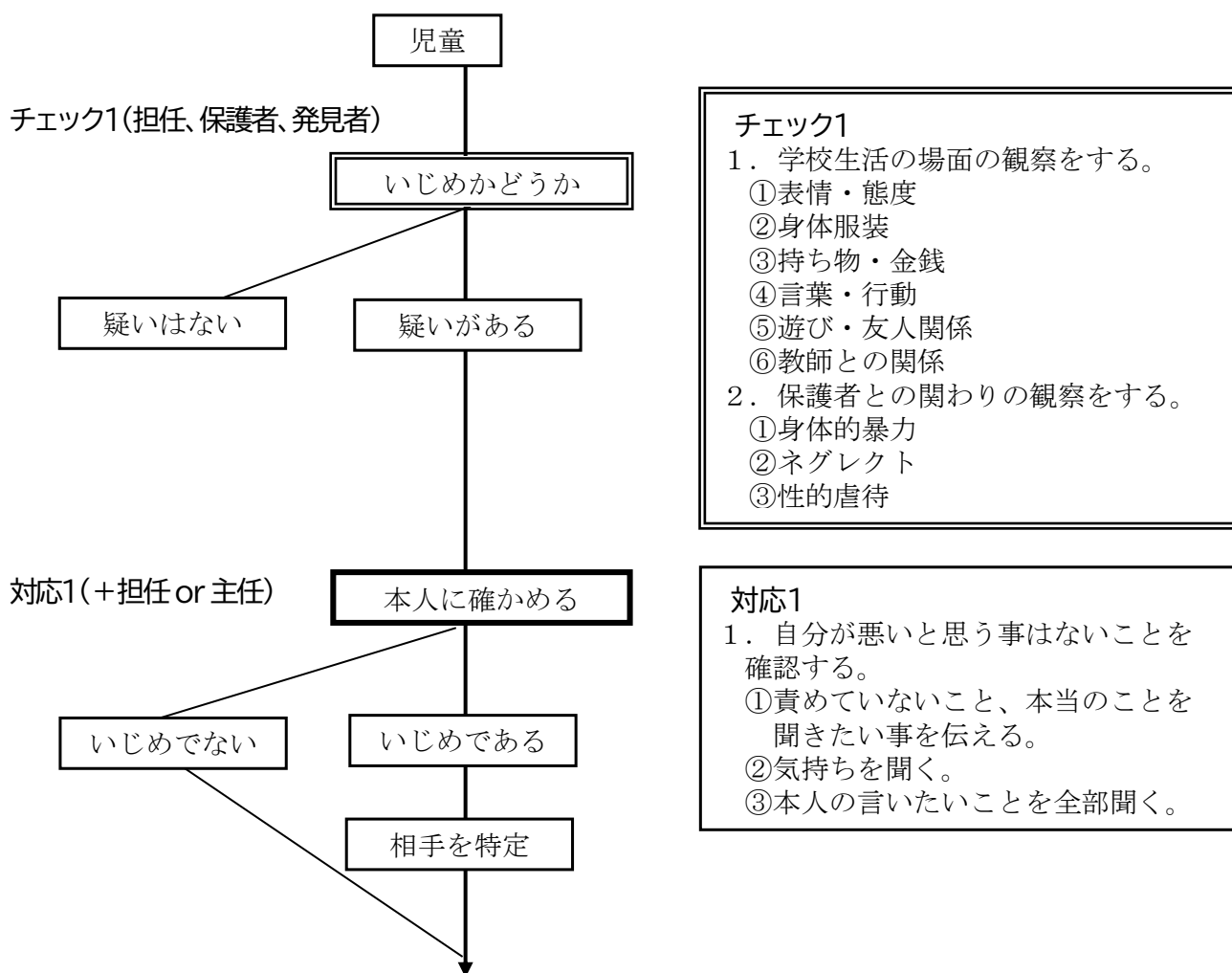
「いじめ防止対策推進法」に基づき本校のいじめ防止に関する基本方針を以下のように定める。

- ・いじめは基本的人権の侵害であり、絶対に許されない行為であるという認識に立って教育活動を行う。
- ・いじめられている児童の立場で考え、児童の悩みを親身に受け止め、早期解決に努める。
- ・児童の自尊感情や自己肯定感、豊かな人間関係を育むために各教科、道徳科、学級活動など教育活動全体を通して実践する。

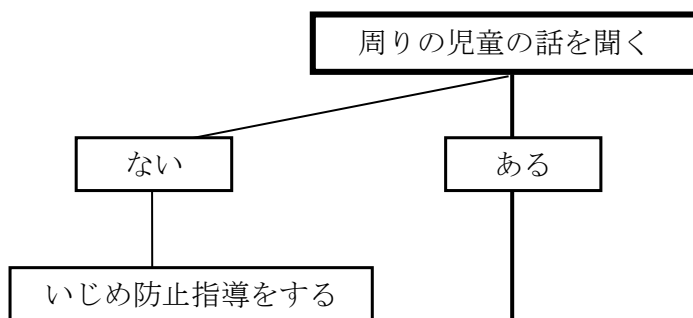
2. いじめの未然防止・早期発見のために

- ・いじめ防止対策委員会（管理職・教務主任・生活指導主任・道徳主任・人権主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー）を設置する。
- ・道徳教育を充実させ、児童の人権意識を高める。
- ・仲良し班等の異学年交流活動の充実を図り、より良い人間関係を築く力を養う。
- ・週1回の生活指導連絡会で、各学級の現状報告を行い、実態把握・共通理解を図る。
- ・保護者・地域との連携を深めるために、学校公開やPTA活動等を充実させる。

3. いじめ対応プログラム



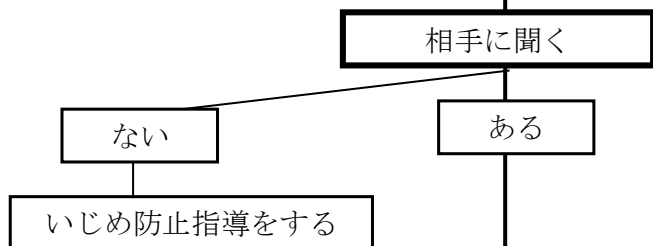
対応2(+生活指導主任+養護教諭)



対応2

1. いじめを傍観することは、いじめの助長につながることを理解させる。
 - ①本人の気持ちを話す。
 - ②周りの児童の気持ちを聞く。
 - ③事実を確認する。

対応3 いじめ防止対策委員会



対応3

1. 被害児童の気持ちを伝える。
2. 事実の確認をする。

対応4 いじめ防止対策委員会

担当児童の指導

対応4

1. いじめは絶対あってはならないことを伝え、再発防止をする。
 - ①保護者に報告する。
 - ②教育委員会に報告する。

対応5 いじめ防止対策委員会

児童への全体指導
事後の対応・措置

対応5

1. いじめは絶対あってはならないことを伝え、再発防止をする。
 - ①学級・学年・全校に必要な応じて指導する。
 - ②必要があれば、保護者、PTAや地域の代表に協力を求める。
 - ③事後指導を教育委員会に報告する。